

子育て緊急サポートネットワーク事業が始まります！

仕事と子育ての両立を応援する目的で、急な出張、残業、子どもの体調不良など、緊急時に、保育のお手伝いをする取り組みが始まります。

このネットワークに携わるサポート会員を育成するために、次のとおり研修会を開きます。この機会に研修し、サポーターになってみませんか？

日 程 ● 5月8日(木)、9日(金)、14日(水)、16日(金)の4日間
 午前10時～午後5時(9日は午後5時30分、16日は午後4時まで)
 ※全4日間の日程で、臨床心理士・学校心理士、保育士、医師、救命士、栄養士・管理栄養士などを講師に迎えて、それぞれの専門分野でサポーターとして活動する際に必要な知識などを習得します。

会 場 ● 横手市大雄地域局 団地センター3階(横手市大雄字三村東18)

対 象 者 ● 1)子育てに関する基礎的な知識と理解を有する方で、子育て経験のある方
 2)保健師・看護師・保育士などの有資格者

受講定員 ● 50人

受 講 料 ● 無料

そ の 他 ● 援助活動に携わるのは、4日間の研修を受講した後となります。
 託児希望の方は事務局までご連絡ください。

申込方法 ● 次の担当者あて4月25日(金)まで、電話かFAXでお申し込みください。
 あきた子育て緊急サポートセンター 担当 コーディネーター 加賀谷
 秋田市大町1丁目3-8 三井生命秋田ビル3F
 ☎018(896)5523 ☎018(823)6635



会員募集中

お気軽に
ご相談ください

子育て中のご家庭で、この緊急サポートを利用したい場合は、事務局までご連絡ください。



問い合わせ 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2164)

学ぶ気持ちを
応援します

平成20年度美郷町奨学生を募集します

町では、町内に在住する方のお子さんに次のとおり学資を貸与します。

対 象 者 ● 美郷町に居住する方の子弟で、経済的な理由で修学が困難である人
 ※他の奨学資金団体(秋田県育英会など)に併願することもできますが、貸与が決定した場合は本町の奨学金を受けることができません。
 ※保証人は、保護者と、保護者と生計を異にする第三者の2人が必要です。

受付期間 ● 5月15日(木)まで

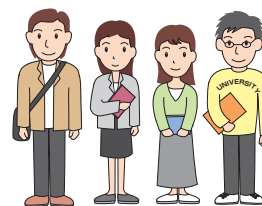
償還方法 ● 卒業して1年後から10年以内

貸与決定 ● 7月上旬に採否を通知します。決定された方の奨学金は4月にさかのぼって貸与します。

貸 与 額 ● 大学・短大・2年以上の専門学校 月額4万円
 高等学校 月額1万5千円

提出書類 ● ①奨学生願書(4月1日から学務課窓口で配布するほか町ホームページからダウンロードできます)
 ②平成19年の世帯全員の所得がわかるもの(町・県民税申告書や所得税確定申告書の写し)
 ③本人および保証人の住民票
 ④入学先の在学証明書
 ⑤高校生は出身中学校の成績証明書、大学・短大・専門学校は出身高校の調査書

提 出 先 ● 町教育委員会学務課(千畑庁舎2階)



問い合わせ 町教育委員会(千畑庁舎)学務課 学務班 ☎0187(84)4914(内線2203)

4月1日から加入手続きが始まります 水田経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)

「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」に基づく「品目横断的経営安定対策」は、平成19年4月1日から本格加入受付を開始しましたが、その後、農業者および関係機関からさまざまな意見が出され、農林水産省ではこれらの意見を取り入れ、平成20年2月20日に実施要領を全面改正しました。

これにより、対策の名称も「水田経営所得安定対策」と改名し、交付金などの呼び名もよりわかりやすいものとし、加入者への交付金支払いの早期化、申請時期の集中化、申請手続きの簡素化への見直しを行っています。

本対策の対象品目は、従来どおり、生産条件不利補正対策交付金が麦・大豆、収入減少影響緩和対策交付金が米・麦・大豆となっています。

さらに、加入対象は認定農業者または集落営農組織(特定農業団体を含む)で、認定農業者の場合は田畑経営面積4ヘクタール以上、集落営農組織の場合は田畑経営面積20ヘクタール以上が原則で、それ以外でも所得に応じた特例や物理的制約に応じた特例などにより加入できるというのは従来どおりですが、今回の改正により、新たに「市町村特認」制度が創設されました。

多くの農業者や関係者の皆さんの意見を取り入れ、新たなスタートを切った「水田経営所得安定対策」への加入申請手続きの受付は、4月1日から最寄りの農政事務所および各地域課で始まります(6月30日まで)。

「市町村特認」制度とは

特例要件を満たしていなくても地域水田農業ビジョンに地域の担い手として位置づけられた認定農業者または集落営農組織であれば、市町村の判断により加入できるもので、地域農業の担い手として周囲からも認められ、熱意を持って営農に取り組むものであれば、本対策への加入の道が開かれるようになりました。

 役場(仙南庁舎)農政課内 担い手なんでも相談窓口 ☎0187(84)4908
秋田農政事務所 地域第四課 ☎0187(63)3220

～介護保険事務所からのお知らせ～

介護保険料が年金から天引きされている皆さんへ ～仮徴収について～

平成20年度介護保険料の徴収(仮徴収)が4月支給の年金から開始されます。

 仮徴収とは


介護保険料は住民税の課税状況などによってその年度に納める金額が決まります。住民税は6月に決定となるため、介護保険料の年額の確定は7月になります。そのため、4月・6月・8月は確定保険料での徴収ができませんので、前年度の年額をもとにした仮の保険料での徴収となります。このことを仮徴収といいます。

※該当する方には4月上旬に仮徴収額のお知らせを発送しますのでご確認ください。

※7月に介護保険料の年額が決まった後は、年額から仮徴収額を差し引いた額を10月・12月・2月年金から3回に分けて徴収(本徴収)することになります。

仮 徴 収			本 徴 収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
2月の保険料と同額が天引きされます。	前年度の年額をもとに前期分(4月から8月分)が年額の約半分となるように計算した額が天引きされます。		7月に決定した年額から仮徴収額を差し引いた額を3回に分けて天引きされます。保険料段階が前年度から変わると本徴収で調整されるため、仮徴収と比べ金額が大きく変わる場合があります。		

※65歳以上で、介護保険料が年金から天引きされていない方については年額の決定後、7月中旬に送付される納付書で納めることとなります。(口座振替を申し込んでいる方は口座から引き落としになります)

 介護保険事務所 保険指導班 ☎0187(86)3911
役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907